

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）

（目次）

第1章	令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査関係）の概要	3
1	一時保護時の司法審査の枠組み	3
2	一時保護の要件の具体化	4
3	一時保護状の請求手続	4
4	不服申立て	4
第2章	一時保護の要件	5
1	趣旨	5
2	一時保護を行うことができる場合	6
	（1）内閣府令で定める場合（府令該当性）	6
	（2）必要があると認めるとき（一時保護の必要性）	6
3	内閣府令について（児童福祉法施行規則第34条の4）	7
	（1）本条の位置づけ	7
	（2）一時保護の目的	8
	（3）第1号（児童虐待の場合等）	9
	（4）第2号（少年法送致又は警察通告の場合）	15
	（5）第3号（自己又は他人への危害の場合等）	18
	（6）第4号（児童による保護の求め等の場合）	19
	（7）第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）	21
	（8）第6号（保護者による保護の求め等の場合）	23
	（9）第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）	26
4	一時保護の必要性について	26
第3章	一時保護状の請求手続	28
1	一時保護状の請求が必要となる場合	28
	（1）一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合	28
	（2）児童に親権者等がない場合	28
	（3）一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合	29
2	一時保護状の請求に係る基本的事項	29
	（1）請求者	29
	（2）一時保護時の司法審査の対象となる児童	29
	（3）請求時期（事後請求又は事前請求）	30
	（4）一時保護の開始日	30
	（5）請求先	31

(6) 請求の方式	32
3 一時保護状の請求に向けた具体的手続	32
(1) 児童及び親権者等の特定	32
(2) 親権者等に対する説明	32
(3) 親権者等の同意の確認	34
(4) 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法	35
(5) 児童の意見又は意向の確認	36
(6) 児童の意見等を裁判官に伝達する手法	41
(7) 配慮を要する児童及び親権者等の対応	41
(8) 提供資料の準備	42
(9) 関係機関等との連携（資料又は情報の提供等）	47
(10) 一時保護状の請求	47
(11) 各種事案の取扱い	49
4 一時保護状の発付又は請求却下	51
(1) 一時保護状の発付又は請求却下後の対応	51
(2) 一時保護の解除（請求却下の場合）	52
(3) 同一の児童に対する再度の一時保護状の請求	52
第4章 不服申立手続	54
1 不服申立ての要件	54
(1) 要件	54
(2) 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるとき	54
2 不服申立手続に係る基本的事項	55
3 不服申立ての具体的手続	55
(1) 基本的な考え方	55
(2) 不服申立書の作成	55
(3) 提供資料の準備	56
4 裁判所の判断を受けての対応	56
第5章 夜間・休日の対応	58

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査関係）の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、児童相談所長又は都道府県知事（以下「児童相談所長等」という。）は児童の一時保護を行うことができるとされている。

一時保護は、児童の最善の利益を守るため躊躇なく行われる必要がある一方、暫定的・一時的とはいえ、行政の判断によって児童を親権者と分離してその行動の自由等を制限するものであることから、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかに関し、中立的な第三者による審査を行う必要性について指摘がなされている。

また、国連児童の権利委員会による日本政府に対する総括所見においては、「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」が要請されるとともに、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において令和4年2月にとりまとめられた報告書では、一時保護の開始に関し、より一層の判断の適正性や手続の透明性を確保する必要があるとして、「独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入する」ことが示された。

これらを受け、令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年児童福祉法等改正法」という。）による改正後の児童福祉法（以下「改正後法」という。）では、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととされた（以下「一時保護時の司法審査」という。）。

1 一時保護時の司法審査の枠組み

一時保護時の司法審査として、具体的には、児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）又は事前に、裁判官に対し一時保護状を請求することとされた（改正後法第33条第3項）。

- ・ 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）の同意がある場合
- ・ 当該児童に親権者等がない場合
- ・ 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に解除した場合

一時保護状の請求が行われた場合において、裁判官は、一時保護の開始に係る一時保護の要件の充足性について、児童相談所が請求時まで調査、収集した資料を斟酌して、迅速に判断を行う。

2 一時保護の要件の具体化

一時保護時の司法審査において、裁判官が迅速かつ適切な審査を行うためには、一時保護の要件を法令において具体的に定める必要があることから、児童相談所長等は、以下の要件（①及び②）を満たす場合に一時保護を行うことができることとされた（改正後法第33条第1項及び第2項）。

① 児童虐待のおそれがあるとき、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合に該当し（以下「府令該当性」という。）、

② 必要があると認めるとき（以下「一時保護の必要性」という。）

一時保護状の請求を受けた裁判官は、府令該当性があると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付するものとする（改正後法第33条第4項）。

3 一時保護状の請求手続

一時保護状の請求に際しては、府令該当性及び一時保護の必要性があると認められる資料を添えてこれを行う（改正後法第33条第3項）。

また、令和4年児童福祉法等改正法に係る附帯決議において、児童及び親権者等の意見が裁判官に対し正確に伝わるよう適切な方策を講じるものとされたことを踏まえ、児童相談所が裁判官に提供する資料には、令和4年児童福祉法等改正法で導入された児童の意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により把握した一時保護に対する児童の意見又は意向、親権者等の意見を可能な限り盛り込むこととする。

4 不服申立て

一時保護状の請求が却下となった場合において、児童相談所長等は、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、そのような事情を裏付ける資料、府令該当性及び一時保護の必要性に関する資料を添えて、当該却下の裁判の翌日から3日以内に限り、所定の裁判所に不服申立てを行うことができるものとされた（改正後法第33条第7項）。

不服申立てを受けた裁判所は、一時保護の開始に係る一時保護の要件及び不服申立ての要件（一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること）の充足性を審査するものとし、不服申立てが行われた場合において、裁判所の判断が確定するまでの間、児童相談所長等は引き続き一時保護を実施することができる（改正後法第33条第9項）。

第2章 一時保護の要件

○改正後法

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、前項に規定する場合であつて、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ （略）

④ 裁判官は、前項の規定による請求（以下この条において「一時保護状の請求」という。）のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

1 趣旨

本条第1項及び第2項は、児童相談所長等が児童の一時保護を行うことができる場合の要件を定めるものである（一時保護状の請求が必要となる場合の要件ではない点に留意すること。）。

令和4年児童福祉法等改正法による改正前は、児童相談所長等は「必要があると認めるとき」に一時保護を行うことができるとされていた。

第1章のとおり、一時保護は児童の最善の利益を守るために、暫定的・一時的とはいえ、児童を親権者等から分離してその行動の自由等を制限するものであることから、一時保護時の司法審査が導入されることとなり、裁判官が迅速かつ適切な審査を行うために、一時保護を行うことができる場合について、あらかじめ法令等で明確にされている必要があるとされた。

そのため、令和4年児童福祉法等改正法により、「児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるとき」に一時保護を行うことができるものと改正された。

なお、令和4年児童福祉法等改正法による改正前後において、児童相談所長等が一時保護を行うことができる場合についての考え方が変わるものではなく、前記のような趣旨に基づき、その要件が具体化されたものであることに留意する必要がある。

2 一時保護を行うことができる場合

本条第1項及び第2項は、一時保護の要件として、「内閣府令で定める場合」（府令該当性）であって「必要があると認めるとき」（一時保護の必要性）と規定する。児童相談所長等がその権限により一時保護を行うには、これらの要件のいずれも満たす必要がある（一時保護決定通知書には、一時保護の理由として、府令該当性及び一時保護の必要性を記載する。）。

一時保護時の司法審査を行う裁判官は、府令該当性の要件が満たされていれば、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付することになる（本条第4項）。

(1) 内閣府令で定める場合（府令該当性）

「内閣府令で定める場合」の具体的内容については、後記3のとおりである。同府令では、児童相談所長等が一時保護を行うことができる場合として、一時保護が想定される客観的・具体的な事象を類型ごとに各号列挙している。

事案によっては、同府令の各号に定める複数の類型に該当することが考えられるが、そのような場合には、必ずしも一つの号に限定する必要はなく、複数の号に該当するものとして一時保護を行うことができる。

(2) 必要があると認めるとき（一時保護の必要性）

児童相談所長等は、府令該当性を前提として、「必要があると認めるとき」すなわち一時保護の必要性があると認められる場合に一時保護を行うことができる。そのため、児童相談所長等は、府令該当性があれば直ちに一時保護を行うのではなく、事案に応じ、自らの責任の下で一時保護の必要性を適切に判断することが重要である。

一時保護の必要性については、児童の福祉に関する専門的な判断の必要性から、その知見等を有する児童相談所長等の合理的な裁量に委ねられており、一時保護時の司法審査を行う裁判官は、当該一時保護の目的の達成に必要な限りにおいて、児童相談所長等の判断を尊重すべきものとし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付することとされている（本条第4項ただし書）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第 34 条の 4）

○児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）

第三十四条の四 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）

二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合

三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合

四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合

五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合

イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合

六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

（1）本条の位置づけ

本条は、改正後法第 33 条第 1 項の委任を受け、児童相談所長等が一時保護を行うことができる場合を各号に規定するものである。

(2) 一時保護の目的

本条柱書は、一時保護の目的として、緊急保護又はアセスメント保護（短期入所指導を含む。）が想定されることを規定している。この目的の規定は、改正後法第33条第1項及び第2項に定められる一時保護の目的を確認的に規定するものであり、一時保護時の司法審査において、裁判官が緊急保護又はアセスメント保護のいずれに当たるかを審査することを求めるものではない。

児童相談所長等として、一時保護の目的がいずれに当たると考えるかは、まさにその専門性に基づく見立てであるから、これを見据えながら後記4の「一時保護の必要性」の要件該当性を検討すべきである。

ア 緊急保護

緊急保護は、児童虐待その他の児童の生命・心身に危険が生じ、又はその危険が生じるおそれがある場合において、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために行われることが想定される。

イ アセスメント保護（短期入所指導を含む。）

アセスメント保護は、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために行われ、児童を一時保護所等に短期間入所させて心理療法、生活指導その他の援助を行う短期入所指導もこれに含む。

アセスメント保護は、緊急保護後に引き続いて又は緊急保護と並行して行われる場合に限らず、緊急保護ではないものの、養育環境の調査、児童の行動観察等をしなければ、児童虐待その他の児童の安全を確保すべき事情の存否自体が明らかにならない場合のほか、調査、行動観察等により得られる情報を踏まえなければ、児童及び家庭にとって適切な援助方針を判断し難い場合などに行われることが想定される。

なお、これらの目的で一時保護を行った場合において、その後に調査等を行った結果として、児童虐待等ではなかったことが判明する場合があるが、保護者や親権者等からすれば、そのような場合に適切な保護であったといわれることは心理的に受け入れにくい部分がある。必要な一時保護を躊躇なく行うことは重要であるが、一時保護を行う児童相談所としては、そのような保護者や親権者等の心情にも配慮して、一時保護を運用すること。

(3) 第1号(児童虐待の場合等)

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合(児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。)

参考

○児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

ア 規定の趣旨

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。本号は、児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定するものである。

児童虐待はその多くが閉ざされた家庭内で起こるものであり、児童虐待があったことをうかがわせる事情はあるとしても、児童虐待が行われたと直ちに判断することは困難な場合が多い。

そのような実態によれば、「児童虐待を受けた」場合のみならず、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合についても、迅速に児童の安全を確保し、又は調査等を行うことにより、児童虐待の有無及び援助方針の検討等を行う必要性が高いことから、一時保護の対象とした。

さらに、児童虐待という重大な人権侵害から児童を守るには、被害が生じてからではなく、予防的観点から早期対応を行うことが肝要であることから、「児童虐待を受けるおそれ」がある場合についても、一時保護の対象とした。

イ 児童虐待

(ア) 保護者の範囲

本号における児童虐待とは、児童虐待防止法第2条の規定により保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う行為をいう。

「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められる必要がある。

そのため、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、児童の親権者と内縁関係にある者についても、児童を現実に監護、保護している場合には保護者に該当する。

また、児童が入所する児童福祉施設の長又は児童の委託を受けた里親についても、児童を現に監護している者であり、保護者に該当する（施設長による虐待は本号にいう児童虐待に該当し、同施設の職員が行う虐待を放置した場合は、施設の職員は保護者ではないことから、施設長によるネグレクトと評価されることとなる。）。

(イ) 児童虐待の具体的事例

児童虐待の事例としては、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）第1章1.（2）に示されるように、以下のものなどが該当する（なお、具体的行為は、これらに限るものではない。）。

類型	具体的行為の例示
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為 ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為 ・意図的に児童を病気にさせる など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への性交、性的行為（教唆を含む） ・児童の性器を触る又は児童に性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む） ・児童に性器や性交を見せる ・児童をポルノグラフィーの被写体などにする など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健康・安全への配慮を怠っているなど 例えば <ul style="list-style-type: none"> ①重大な病気になっても病院に連れて行かない ②乳幼児を家に残したまま外出する ③買い物等の間に乳幼児を自動車の中に放置する ・児童の意思に反して学校等に登校させない、児童が学校等に登校するように促すなどの児童に教育を保障する努力をしない ・児童にとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢など 例えば <ul style="list-style-type: none"> ①適切な食事を与えない ②下着など長期間ひどく不潔なままにする ③極端に不潔な環境の中で生活させる、など ・児童を遺棄したり、置き去りにする ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が、身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する など

心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉による脅かし、脅迫など ・児童を無視したり、拒否的な態度を示すことなど ・児童の心を傷つけるようなことを繰り返し言う ・児童の自尊心を傷つけるような言動など ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 ・児童のきょうだいに身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為を行う など
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ウ) 児童虐待の判断に当たっての留意点

保護者の中には、「しつけ」などを理由として自らの行為が児童虐待に当たるとの認識が欠如している場合や、保護者の心身の状態等によりネグレクト状態に至っていることを認識していない場合がある。

しかし、虐待を判断するに当たっては、保護者の意図の如何によらず、児童の立場から、児童の安全と健全な発達が図られているかどうかに着目すべきである。

ウ 児童虐待を受けたおそれがある場合

「児童虐待を受けたおそれ」がある場合とは、児童や保護者の言動、関係者・関係機関の申述、被害状況（外傷の有無や心理的影響等）、養育環境に関する情報など、児童相談所が収集した資料によれば、児童虐待を受けた（現に児童虐待を受けている場合を含む。）とまでは認めるには足りないが、これをうかがわせる相当な理由があり、児童虐待を受けた具体的な可能性がある場合をいう。

<「児童虐待を受けたおそれ」についての考え方等>

○ 「児童虐待を受けたおそれ」がある場合としては、被害の申告その他の事情等によれば、児童虐待があったことがわかるものの、これを裏付ける情報や資料等が十分ではない、児童や保護者が否定するなどにより、一定の調査をしなければ、当該事実の認定や児童への影響の把握が困難であるときなどが考えられる。例えば、以下のとおり（あくまで考え方の参考を示すものである。）。

- ・ 児童に保護者の監護下で生じたと考えられる外傷があるが、その受傷原因が不明な場合（身体的虐待を受けたおそれ、ネグレクトを受けたおそれ）

※ 身体的虐待を受けたおそれのほか、保護者の監護下において、安全な養育環境が確保されていることを確認できない場合には、ネグレクトを受けたおそれにも該当し得る。

- ・ 児童から性被害の申告があったが、児童の申告以外にこれを裏付ける情報がない場合やその後に児童自身が申告を翻すなどした場合（性的虐待を受けたおそれ）
 - ・ 児童が学校等に所属していない、児童が長期の欠席又は不登校の状態にあるが理由が不明又は不合理である、保護者が合理的な理由なく家庭訪問に応じないなどにより、児童やその養育環境の安全、児童の心身に生じている影響について十分に把握できない場合（ネグレクトを受けたおそれ）
 - ・ きょうだいからの性加害や暴力があり、保護者の認識如何を問わず、保護者の監護下において児童の安全が適切に確保されていないことがうかがわれる場合（ネグレクトを受けたおそれ）
 - ・ 児童のきょうだいに虐待が行われている状況において、当該児童については直接虐待が及んだとまでは確認できないが、虐待の場面に直接又は間接的に遭遇して心理的外傷が生じている可能性があると考えられる場合（心理的虐待を受けたおそれ）
 - ・ 児童は直接的な暴力にさらされていないとしても、住居内の散乱状況や保護者の様子等によれば、同居する保護者やその他の家族等への暴力を目撃するなどして何らかの心理的外傷が生じている可能性があると考えられる場合（いわゆる「面前DV」による心理的虐待を受けたおそれ）
 - ・ 保護者の一方が他の保護者による児童虐待を第三者に相談し、又は示唆する言動をした後にその供述を翻したものの、当該供述の変遷に合理的な理由を確認できない場合（各種類型）
- 一時保護を行うに当たっては、児童が保護者から被害を受けたと考えられる具体的な可能性があれば足り、被害日時、行為者等が厳密に特定されている必要はない。
- なお、法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待の場合は、事案により、本号の適用が考えられるほか、児童から保護の求め又は意見・意向の表明があれば第 4 号の適用等も考えられる。
- エ 児童虐待を受けるおそれがある場合

「児童虐待を受けるおそれ」がある場合は、前記アのとおり、児童虐待の未然防止や早期対応等の観点に基づく一時保護を想定した規定である。

一時的とはいえ、将来の児童虐待のおそれという予測的判断によって児童と保護者を分離するものであるから、単なる危惧感といった抽象的な可能性では足りず、児童相談所が把握した事実関係に基づき、

どのような児童虐待が発生するかを説明することが可能な程度に具体的な可能性が必要である。

<「児童虐待を受けるおそれ」についての考え方等>

○ リスク要因の種類等

ここでいう「児童虐待を受けるおそれがある場合」としては、典型的に児童虐待のリスクが高いとされる事実が認められる場合や、リスク要因が重なり合い、当該事案の実情にも照らして児童虐待の具体的な可能性を指摘することができる場合等を含む。

その検討に当たっては、前掲「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改訂版）」第 2 章 2.（1）（別紙）に挙げられる児童虐待の様々なリスク要因、例えば、

- ・ 保護者側のリスク要因（保護者の心身の状況や育児に対する考え方等）
- ・ 児童側のリスク要因（養育者にとって何らかの育てにくさがあること等）
- ・ 養育環境のリスク要因（生活の不安定さや周囲の支援体制の不足等）
- ・ その他虐待のリスクが高いと想定される場合

等を参考にされたい。なお、リスク要因となる事情にはあらゆるものがあり、ここに示されるものに限られないことに注意を要する。

○ 具体的な考え方等

児童虐待のリスクが高いと評価される事実であっても、個別の事情を踏まえて一時保護の必要性につながるかを検討すべきであるが、「児童虐待を受けるおそれ」がある場合としては、例えば、以下のとおり（あくまで考え方の参考を示すものである。）。

- ・ 妊婦健康診査の未受診、育児用具やミルクの準備など出産後の育児環境の不十分さ、育児に必要なスキルや適切なサポート体制の不足等により、妊娠中から出産後の乳児の安全及び健全な発育を保障することができていない場合（ネグレクトを受けるおそれ）
※ このような状況は、乳児にとって重篤な結果になりかねず、出産後の児童虐待のリスクが非常に高いと考えられる。
- ・ 保護者の精神状態が著しく不安定であるなどの理由により、児童の養育自体が保護者の過重な負担となっている状況が認められるなどして、安定的な養育が確保されず、児童の安全や健全な発達が脅かされる具体的な可能性がある場合（ネグレクトを受けるおそれ）

- ・ きょうだい虐待を受けた児童について、当該児童は直接的に虐待を受けていなかったとしても、家庭内の児童が分離されたことにより、虐待の矛先が他のきょうだいに向かうなどの危険が生じる可能性がある場合（各類型のおそれ）
- ・ 保護者が児童相談所等の指導に従うこと（例えば、虐待の行為者とされる保護者の一方との別居など）を前提として、在宅での指導・観察を行ったり、一時保護や施設入所等措置を解除して児童を家庭復帰させたりしていたものの、保護者が指導に従わないなどにより、児童の安全及び健全な発達に再び具体的な危険が生じていると考えられる場合（各類型のおそれ）

オ 施設入所等の措置が保護者の意に反し措置継続が困難となった場合（児童虐待防止法第 12 条の 2 第 1 項に定める場合）

児童虐待を受けた児童について、法第 28 条の規定に基づく承認審判によらずに（親権者等の意に反しないで）、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき施設入所や里親委託等の措置を採ったものの、保護者が同措置に不同意の意思を示したことにより、措置継続が困難な事態に至った場合を想定している。

このような場合に、施設入所や里親委託等の措置を継続するには、法第 28 条の規定に基づく承認審判を得て法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採る必要があるが、それまでの間、児童虐待を行った保護者の養育環境下に児童を戻すことにより、再度の児童虐待につながるおそれがあることから、一時保護の対象としたものである。

（4）第 2 号（少年法送致又は警察通告の場合）

二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合

参考

○少年法（昭和 23 年法律第 168 号）

（警察官の送致等）

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが相当であると思料するとき。

2・3 (略)

(審判に付すべき少年)

第三条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 (略)

二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

三 (略)

2 (略)

○児童福祉法

(要保護児童に係る通告)

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② (略)

○児童虐待防止法

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2・3 (略)

ア 規定の趣旨

本号は、警察官から触法少年の送致又は要保護児童若しくは児童虐待を受けたと思われる児童の通告を受けた場合に、これらを一時保護の対象として規定するものである。

当該送致や当該通告があった場合は、警察が一定の調査を行った上で、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料し若しくは家庭裁判所の審判に付することが相当であると思料して児童相談所長に送致したもの又は児童福祉的措置が必要だと判断して児童相談所に通告したものであるから、児童相談所においても、警察からの情報に基づき調査や情報把握をする必要のあるケースが多い。

そのため、送致や通告の事実それ自体をもって一時保護の対象とすることとした。

イ 少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合（本号前段）

少年法第6条の6第1項は、警察が調査を行った結果、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料し、又は、家庭裁判所の審判に付することが相当であると思料するときは、警察の調査結果

を活かし事案の事実経過や評価を踏まえた適正な措置がとられるよう、児童相談所長に送致するものである。

当該送致された児童の一時保護の必要性を検討するに当たっては、場合によっては家庭裁判所の審判に付することが適当となるような重大な事案であるということを前提として、当該児童の心理・行動面での問題等を十分に勘案すべきである。

ウ 警察官から法第25条第1項又は児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合（本号後段）

法第25条第1項は、棄児、迷子、虐待を受けた児童その他警察署で発見した要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）について、児童虐待防止法第6条第1項は、児童虐待を受けたと思われる児童について、適正な措置がとられるよう、児童相談所等に通告するものである。

もとより、警察官から通告があった場合であっても、一時保護をするかどうかは、児童相談所長等が事案に照らして適切に判断するものであることから、後記4の「一時保護の必要性」要件を充足するかは、児童の安全を第一として、児童相談所長等が自らの責任において十分な検討を行う必要がある。

通告された児童の一時保護の必要性を検討するに当たっては、警察官から通告されるに至った経緯、その通告事実等を踏まえた児童や保護者の状況、養育上の問題等を勘案することとなる。

(ア) 内閣府令に定める他の号との関係

警察官による通告の場合、当該通告の端緒となった事実として、内閣府令に定める他の号に該当する事実が存在することも考えられる。

このような場合には、単に警察官から通告があったことのみをもって一時保護を行うのではなく、事案の実態に即した適切な類型（内閣府令の他の号）を併せて選択して一時保護を行うべきである。一時保護状の請求をする際も、同様である。

(イ) 本号後段（警察官からの通告）のみにより一時保護を行う場合

警察官からの通告を受けた場合、児童相談所長等において、児童の様子や家庭の状況等のほか、当該通告に至る経緯等を調査しても、内閣府令の他の号に該当する事実があったと認めるに足りる資料がない場合が考えられる。また、十分に調査する時間がない場合も想定される。

このような場合には、本号のみに基づき一時保護を行うことになるが、「一時保護の必要性」要件については、通告の内容のほか、

- ・ 児童からの聞き取りが困難である
- ・ 保護者が面接に応じない

等の事情から、一時保護により調査や情報把握を行う必要があるかどうかを検討し、一時保護の必要性を判断すべきである（一時保護状の請求においても同様。児童相談所として状況把握が未了であることが一時保護の必要性を一定程度示すものと考えられるが、個別具体的な事情に応じ、一時保護の必要性を検討すること。）。

(5) 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合

ア 規定の趣旨

自己又は他人に危害を加えることは、当該児童の健全な発達を阻害するものであり、児童の福祉の観点から適切な支援を要すると考えられる。また、これらの行動上の問題には、児童を取り巻く環境など、様々な要因が作用していると考えられるため、児童の心身の状況や養育環境等を調査し、その原因を把握する必要がある。

本号は、保護者による養育環境下ではこのような自己又は他人への危害を防止することが期待できない場合を想定し、児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定するものである。したがって、他人への加害行為についても、あくまで当該児童の福祉の観点から一時保護が行われるものである。

また、これらの行為の存否は直ちに判断することが困難な場合も多いことから、児童の行動により危害が生じた場合のほか、「危害を生じさせたおそれ」がある場合についても一時保護の対象とし、速やかに児童の安全を確保したり、児童を養育環境から一時的に離れた上で調査、児童の心身の状況把握、援助方針の検討等を行うことができるようにした。

さらに、自己又は他人への加害行為が児童の心身や健全な発達に与える影響の大きさに鑑み、発生予防の観点から児童の状態や養育環境の把握等を行うことが重要であるため、「危害を生じさせるおそれ」がある場合についても一時保護の対象とするものである。

イ 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせたおそれがある場合

自己又は他人への加害行為をした「おそれ」のある場合とは、それらの行為をした具体的な可能性がある場合をいうことは、前記（３）の第１号と同様である。

ウ 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせるおそれがある場合

早期対応等の観点からの一時保護を想定した規定であり、単なる危惧感といった抽象的な可能性では足りず、客観的な事実に基づいた具体的な可能性が必要であることは、前記（３）の第１号と同様である。

エ 想定される事例等

- ・ リストカット、薬の過剰摂取をはじめとする自傷行為に及んだり、希死念慮がある場合
 - ※ このような児童については、医療機関の受診のほか、入院による治療が必要な場合は医療機関に対する委託一時保護を検討する。
- ・ 非行行動（違法薬物摂取、暴力、万引き等）がある場合
- ・ 児童による家庭内暴力がある場合
- ・ きょうだいに対して性加害を行っており、又はその可能性がある場合
 - ※ 加害児童本人の非行問題として対応するほか（第３号）、保護者のネグレクト（第１号）に該当することも想定される。
- ・ 措置先の施設や里親家庭において、他児や施設職員、里親に対する加害行為（暴言・暴力、性加害、窃盗等）がある場合
- ・ 性被害等の何らかの犯罪に巻き込まれる可能性の高い行動が認められる場合（繁華街での夜間徘徊、性的な逸脱行動など）

（６）第４号（児童による保護の求め等の場合）

四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合

ア 規定の趣旨

本来安心・安全であるはずの家庭その他措置先等から児童自身が保護を求めることは、児童にとって深刻な状況が生じているというべきである。児童にそのような言動が認められる場合には、児童の安全を確保し、保護の求めに至った経緯をはじめとする背景事情の把握を行う必要性が高いことなどから、一時保護を行うことができるよう、本号を規定するものである。

また、児童の年齢や発達の種類等によっては、児童本人から保護を求める明確な意思表示をすることが困難な場合があることを踏まえ、「保護の求めがある場合」だけでなく、「(家庭に) 帰りたくない」などのこれに相当する意見・意向(意思というまでには至らない志向、気持ち)が表明された場合についても、一時保護の対象として規定した。

イ 保護の求め又はこれに相当する意見・意向の表明の具体的内容

(ア) 保護の求め又は意見・意向の表明

本号にいう保護の求め又は意見・意向の表明には、児童から児童福祉法に基づく一時保護を求める場合に限らず、養育環境(家庭その他措置先等)からの分離を求める趣旨の言動がある場合を含む。

本号は、前記のとおり児童自身が保護を求めるという児童にとって深刻な状況があることに鑑み一時保護の対象としたものであるから、ここでいう「保護の求め」とは、児童が一時保護中の生活上のルール(例えば、携帯電話の使用や登校についてのルール)の内容等までを正確に理解した上でのものである必要はない。

他方、児童自身は一時保護を希望していないが、児童相談所が児童に対し説得や動機付けをした上で一時保護をする場合は、本号が想定する保護の求め又は意見・意向の表明には当たらない。

(イ) 保護の求め又は意見・意向の表明の相手方

本号は、保護の求め又は意見・意向の表明の相手方を限定するものではない。これらが児童相談所の職員に対して直接的になされた場合に限らず、支援者及び支援機関その他の者(例えば、学校教員やスクールソーシャルワーカー、保育所の職員、市町村の担当者、同級生の保護者等)に対して示された場合もこれに含まれる。

ウ 児童が詳細を話さない場合

児童が保護の求め又は意見・意向の表明をしているものの、その理由等の詳細を話そうとせず、背景事情が明らかではない場合も考えられる。

そのような場合についても、児童が保護の求め又は意見・意向の表明に至った経緯をはじめとする背景事情の把握を行う必要があるときは、本号に基づき一時保護を行うことができると考えられる(児童相談所として背景事情の把握が十分にできないことは一時保護の必要性を一定程度示すものと考えられるが、個別具体的な事情に応じ、一時保護の必要性を検討すること)。

エ 保護の求め又は意見・意向の表明を翻意した場合

本号に基づき児童の一時保護を開始した後、当該児童が保護の求め又は意見・意向の表明を翻意することも考えられる。その理由としては、家庭に居場所がなくなってしまうのではないかという不安、家族との関係が希薄になることへの心理的焦燥等が考えられる。

しかし、途中で児童が翻意した場合であっても、保護の求め又は意見・意向の表明に至った経緯をはじめとする背景事情の把握を行う必要がある限り、本号に基づき一時保護を継続することができる。

オ 想定される事例等

- ・ 児童が一時保護を求めている場合
- ・ 児童が（一時保護までを求めるものではないが、）親子関係不調等により、帰宅を拒否しているような場合
- ・ 児童が自立援助ホーム等への入所を希望しており、入所先調整等の間、児童が自宅や施設等で生活することを望まず、保護を求める場合

(7) 第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）

五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合

イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合

ア 規定の趣旨

(ア) 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合（本号イ）

児童は、家庭その他措置先等において心身共に健やかに養育されるべき存在であるが、児童に保護者や住居（住所又は居所）がない場合には、家庭において養育することが困難であり、又は適当ではない状況にあると考えられる。本号イは、そのような場合に、児童にとって安全・安心な場所を迅速に提供し、心身の安定を図ることができるよう、一時保護の対象として規定するものである。

これらの「おそれ」がある場合についても、保護者又は住居がないことは児童にとって避けるべき事態であり、そのような事態に陥る前や保護者又は住居がないことがはっきりしないときにも迅速に対処する必要があることから、一時保護の対象とした。

これらの「おそれ」とは、児童や保護者と思われる者の言動、地域の関係者・関係機関からの情報など、児童相談所が収集した資料によれば、保護者の不在又は住居がないことを確定するものではないがこれをうかがわせる相当な理由があり、又はそのような状況が生じる具体的な可能性がある場合をいう。

(イ) 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合（本号ロ）

児童の住居が不明である場合又は不明となるおそれがある場合には、児童の安全やその養育環境等について把握・調査等を行うことが既に困難な状況にあり、又は困難となるおそれがあり、生命の危険に直結しかねないことから、一時保護の対象とした。

住居が不明となるおそれについては、例えば、家族の形態・状況の変化により転居を繰り返す場合、DVから避難しているなどの合理的な理由なく住民票を異動しないままに生活をしている場合（児童が学校等に所属していない、健康保険がなく医療を受けていないなどによっては、ネグレクトのおそれがあるとも考えられる。）など、現在は住居が判明しているものの、今後、親子の生活実態の把握が困難となる具体的なおそれがあるときに、一時保護を行うような場合を想定している。

イ 想定される事例等

(ア) 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合

- ・ 保護者の死亡、行方不明、逮捕・勾留、収監等により、児童の保護者が不在又は不在となる場合

- ・ 保護者が入院（出産時の対応等を含む。）のため、児童の保護者が不在又は不在となる場合

- ※ 保護者から保護の求め又は意見の表明があれば、第6号を適用することも考えられる。

- ※ 以上の事案において、個別の事情を踏まえてなお一時保護を行うべきか否かは、「一時保護の必要性」要件において検討されるべきものである。

例えば、受入可能な親族がいれば当該親族に児童を預けることなどもあり得るが、監護者としての適性を十分にアセスメントすることができていない場合には、まずは児童にとって安全な生活環境を提供すべく、一時保護を行うことが考えられる。

- ・ 幼児の迷子であって長時間保護者が見つからない場合

- ・ 身元が判明しない家出児童を一時保護する場合
 - ※ 家出の理由等によっては、他の号への該当も考えられる（例えば、児童に虐待を受けたおそれがあれば第1号、児童自身に非行行動が認められる場合は第3号など）。

(イ) 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合

- ・ 住居不明、定まった住居を有しない（ネットカフェ、車上生活等）などにより、親子の生活実態を確認することができない場合
- ・ 児童が家出をして友人宅を転々としているような場合
- ・ 保護者が居所を頻繁に変更しており、児童の安全確認ができなくなるおそれがある場合
- ・ 強制執行等によりまもなく住居を退去しなくてはならないが、退去後の住居が確保されていないなどにより、児童の安全確認ができなくなるおそれがある場合

(8) 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合

ア 規定の趣旨

保護者から保護の求めがあった場合は、保護者の育児不安やストレスの蓄積、周囲のサポート体制の脆弱さなどがうかがわれ、これを放置した場合、児童虐待その他の取り返しのつかない重大な事態に至るおそれがある。また、施設や里親家庭等における生活で児童に様々な不応（他児や施設職員、里親等との間での不調やトラブル）が生じている場合には、事態の悪化を防ぎ、かつ、状況を踏まえてより適切な支援内容を検討することが重要である。

そのため、このような場合には、児童をその養育環境から一時的に分離した上で、保護の求めに至った経緯をはじめとする背景事情の把握等を行う必要があるとして、一時保護を行うことができるよう、本号を規定するものである。

また、重大な事態に至る前に児童を保護すべきであることから、保護者から「保護の求めがある場合」だけでなく、「（短期間、）児童を預かってほしい」などといったこれに相当する意見が表明された場合についても一時保護の対象として規定した。

イ 保護者

本号にいう「保護者」の定義は前記（3）と同様であり、児童が入所している児童福祉施設の長及び児童の委託を受けた里親を含む。

したがって、児童福祉施設の長や里親が、児童の不適応により、児童にとって適切な養育環境の再アセスメントを行ったり、児童の一時的なクールダウンを図りその心身の状況等を把握するために一時保護を求める場合などについても本号に該当する。

ウ 保護の求め又はこれに相当する意見の表明の具体的内容

(ア) 保護の求め又は意見の表明

本号は、前記のとおり重大な事態に至る前に児童を保護すべき必要があることから一時保護の対象とされたものであるため、「保護」とは、児童福祉法に基づく一時保護を明確に意図している場合に限らず、児童との分離を求める旨の意見が表明された場合も含む。

(イ) 一部の保護者から保護の求めがあった場合等

保護者が数人ある場合に、例えば、母が児童の一時保護を求めているが父はこれを求めているなど、保護者間で「保護の求め」を巡って意見が一致しないことも想定される。

本号は、保護者から保護の求めがあったこと自体を重く捉えて児童虐待その他の重大な事態を未然に防ぐ趣旨で設けられたものであるから、保護者全員からの保護の求めは必要なく、一部の保護者からの求めがあれば本号に該当する。

(ウ) 保護の求め又は意見の表明の相手方

本号は、保護の求め又は意見の表明の相手方を限定するものではない。これらが直接的に児童相談所の職員に対してなされた場合に限らず、支援者や行政機関その他の者（例えば、児童の通う学校の教員、医師や医療ソーシャルワーカー、児童委員、知人等）に対して示された場合も含まれる。

エ 親権者等の同意との関係（保護者と親権者等が一致する場合）

本号にいう保護者による保護の求め又は意見の表明は、一時保護を行うことができる場合の要件であり、一時保護状の請求が不要となる親権者等の「同意」とは、概念として異なるものである。

そのため、保護者と親権者等が一致し、同人からの保護の求めにより一時保護を行った場合であっても、7日を超えて一時保護を継続するときは、後記第3章のとおり、一時保護状の請求をしなければならないことに留意すること（同人を含む親権者等全員に対し、一時保護について同意するかどうかを確認し、同意を得られた場合を除く。）。

オ 保護の求め又は意見の表明を翻意した場合

児童相談所長等が本号により児童の一時保護を開始した後に、保護者が当該保護の求め又は意見の表明を翻意した場合（例えば、保護者

が思い直して、「児童を家庭に返してほしい」などと訴える場合)であつても、保護の求めに至った経緯をはじめとする背景事情の把握を行う必要がある限り、本号に基づき一時保護を継続することができる。

カ 想定される事例等

- ・ 保護者が養育困難等から児童の一時保護を求める場合
- ・ 保護者が(明確に一時保護を求めるものではないが、)育児疲れ等から一時的にであつても児童との分離を求める場合
 - ※ 以上のような事案では、保護者のレスパイト・ケア(一時的な休息のための援助)を図り育児負担の軽減をしつつ、その養育状況等を調査する必要性が高いと考えられる。
- ・ 保護者の入院や出産等のため児童の一時保護を行う場合
 - ※ 市町村による支援が当該家庭にとって適切である場合は、地域のショートステイ等の利用により保護者の育児負担を軽減することが望ましい。満床のため受入困難であるとか、社会資源が脆弱な地域性などの事情がある場合には、一時保護を活用することも考えられる。

なお、一時保護を行う場合は、保護者の一時的な入院等により児童を監護する者が不在となることを捉え、第5号によることも考えられる。
- ・ DVから避難し、シェルターの入居希望のある保護者及び児童につき、保護者はシェルターに入所したが、同所に入所することのできない児童(学齢男児等)を保護者の希望により一時保護する場合
- ・ 児童が措置先の施設や里親家庭において不適応を生じており、施設長や里親からの求めにより、児童の一時的なクールダウンを図りその心身の状況を把握し適切な支援内容の検討(措置先のアセスメントを含む。)を行うために一時保護を行う場合
 - ※ この場合には、施設長等が児童の保護を求める理由を確認した上で、一時保護の必要性を児童の福祉の観点から検討すること。
 - ※ なお、児童自身に自己又は他人への危害のおそれが認められる場合には第3号を適用することも考えられる。
- ・ 現に施設入所措置や里親委託が行われている児童について、他の種類の児童福祉施設や専門機関等(医療機関、医療型障害児入所施設等)に一時保護委託をし、一時的に援助を行うことにより、その児童が抱える問題等について短期間で治療効果が得られることが期待される場合

(9) 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

ア 規定の趣旨

現在行われている一時保護の類型は、基本的には第1号から第6号までにより網羅されているものであるが、今後、第1号から第6号までの類型では対応できないものが生じ得る場合に備えて本号を設けることとした。

イ 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

本号は、第1号から第6号までに当てはまらないあらゆる類型が該当する余地があるため、本号に基づく一時保護が無限定にならないよう「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれ」と定めることとした。

本号において「重大な危害」と定めたのはこのような趣旨からであって、第1号から第6号までと本号とは位置付けが異なり、第1号から第6号までは本号の例示という関係性はない。

したがって、第1号から第6号までの成り立ちと本号の成り立ちの違いからすれば、第1号から第6号までの事由に基づき一時保護を行う場合に「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれ」が必要となるものではないし、各号該当性の解釈及び一時保護の必要性の判断に当たって何らの影響を与えるものでもない。

4 一時保護の必要性について

前記2(2)のとおり、児童相談所長等は、府令該当性を前提として、一時保護の必要性があるか否かについて、児童や保護者、関係者・関係機関等から得た情報を十分に考慮し、各事案における個別の事情に応じ、その責任の下で、適切に判断することが重要である。

一時保護の必要性は個別の事案により異なるが、典型的には、以下のようものが考えられる（なお、以下の例示は、別添一時保護状請求書書式中のチェックリストと対応しているが、これらに限られるものではない。）。

- ・ 児童の安全を迅速に確保する必要がある場合
- ・ 児童を家庭から一時分離して親子関係を調整する必要がある場合（親子の関係修復や養育改善の支援のために一時分離が必要である場合）

- ・ 福祉サービスの利用等により養育環境を整える必要がある場合（母子保健サービス、子育て支援サービス、訪問看護等の資源の活用、関係機関の関与等により、安定的な養育を確保することができるよう調整を行う必要がある場合）
 - ・ 警察官からの通告（第2号後段）のみにより一時保護をする場合は、前記3（4）のとおり（児童相談所として状況把握が未了であることが一時保護の必要性を示すものと考えられるが、個別具体的事情による。）
 - ・ 児童に対する調査、行動観察等が必要である場合
 - ・ 保護者、親権者等に対する調査が必要である場合
 - ・ その他関係者・関係機関に対する調査が必要である場合
- 一時保護の必要性を検討するに当たっては、一時保護の必要性を肯定する積極的事実（例えば、児童虐待につながるリスク要因等）のみに着目するのではなく、個々の事案に応じ、一時保護の必要性を否定する消極的事実（例えば、保護者が養育に向き合う姿勢、周囲のサポート体制等）についても適切に勘案すること。また、児童の家庭での安全が確保されたり、調査等が終了し、一時保護の目的を達したときは、児童の家庭復帰等に向けた取組を速やかに進めることが重要である。

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

一時保護状の請求が必要となるのは、児童相談所長等が行う一時保護のうち、以下を除く場合である（改正後法第33条第3項）。

- ・ 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合
- ・ 児童に親権者等がない場合
- ・ 一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合

(1) 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合

一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合には、一時保護状の請求を要しない（改正後法第33条第3項第1号）。

親権者等が数人あるとき（父母による共同親権、未成年後見人の複数選任事案など）は、その全員の同意を要する。

一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、「親権者等の同意がある」とはいえないことから、請求期限までに一時保護状の請求をしなければならない。親権者等が特定できず、親権者等を確知できない場合についても同様である（後記3（1）参照）。

なお、DV事案等の取扱いについては後記3（2）を参照のこと。

(2) 児童に親権者等がない場合

児童に親権者等がない場合には、一時保護状の請求を要しない（改正後法第33条第3項第2号）。

ここでいう親権者等がない場合としては、親権者等が死亡した場合、親権喪失又は停止の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合が想定される。このほか、従前から十分な調査を行っているものの、親権者等が長期間行方不明、生死不明であるなど、事実上親権を行使することが不可能な場合も含まれる。

一時保護状の請求までに十分な調査に基づいて情報を収集することができず、親権者等がいるかどうかや事実上親権の行使が不可能であるかについて判断し難い場合には、親権者等がないとはいえないとして、一時保護状の請求を行うものとする。

※ なお、親権者等がない児童に対し親権を行う児童相談所長及び児童福祉施設の長（改正後法第33条の2第1項、改正後法第47条第1項

及び第2項)は、行政として又はその委託を受けて暫定的に親権を代行するにとどまることから、改正後法第33条第3項第1号及び第2号にいう「親権者等」には含まれない。

そのため、これらの者がいるとしても、同項第2号にいう「児童に親権者等がない場合」に該当し、一時保護状の請求を要しない。

(3) 一時保護を開始した日から起算して7日以内に当該一時保護を解除した場合

一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)に当該一時保護を解除した場合は、一時保護状の請求を要しない(改正後法第33条第3項第3号)。

なお、一時保護時の司法審査を回避する目的により、一時保護状の請求を要しない7日以内の一時保護と解除を繰り返すことは、児童の福祉を害し、一時保護時の司法審査が導入された趣旨に反するものであることに留意されたい。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

(1) 請求者

一時保護状の請求者は、児童相談所長等である(改正後法第33条第3項)。

(2) 一時保護時の司法審査の対象となる児童

一時保護時の司法審査の対象となる児童とは、満18歳に満たない者をいう(改正後法第4条第1項)。

なお、改正後法第33条第19項及び第20項にいう保護延長者(18歳以上満20歳に満たない者のうち、改正後法第31条第2項から第4項までの規定による施設入所等措置がとられているもの)について、例えば施設不適応などにより一時保護を行う場合の取扱いが問題となるが、保護延長者は成人であり、親権者等が存在しない(観念し得ない)とともに、本人の意に反して一時保護をすることはできないと考えられることから(令和4年3月2日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡「民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行に係る留意事項(Q&A)の送付について」参照)、これらの者を一時保護する場合は一時保護時の司法審査の対象とはならず、一時保護状の請求を要しない。

(3) 請求時期（事後請求又は事前請求）

改正後法第33条第3項により、一時保護状の請求は、一時保護を開始した日から起算して7日以内（以下「事後請求」という。この期間は初日を含む。）又は一時保護を開始する前（以下「事前請求」という。）にあらかじめ行う必要がある。

児童の生命・心身の安全を迅速に確保して適切な保護を図るなどの目的で行われる一時保護の実情に照らせば、事後請求が多数を占めると予想されるが、以下のような場合であって、何らかの事情により親権者等の同意を得られず、即時に一時保護を実施するほどの緊急性が認められないときは、事前請求をとることも考えられる。児童相談所長等は、事案に応じ、事後請求又は事前請求のいずれかを適切に選択すべきである。

- ・ 在宅支援を継続していた家庭について、状況が改善せず、一時保護による対応の可能性があることを保護者に対し事前に伝えた上で一時保護を行う場合
- ・ 虐待の加害保護者に長期の勾留が見込まれるなどにより、一定期間児童の安全が確保されているが、児童と非加害保護者との関係性に課題があり（例えば、親子不調や加害保護者を擁護するような言動があるなど）、一時保護を行う場合
- ・ 法第28条審判により施設入所等措置を採った児童につき、当該施設で不適応を生じたことから一時保護を行う場合
- ・ 児童に自己又は他人への危害のおそれ（例えば、非行、家庭内暴力など）が認められ、行動観察等のためアセスメント保護を行う場合
- ・ 別居している婚姻中の父母において、児童を監護している親権者（保護者）の一方から保護の求めがあり一時保護を検討しているが、別居中の親権者は一時保護に同意していない場合

なお、後記3のとおり、一時保護状の請求に当たっては、児童や親権者等の意見は裁判官への提供資料に可能な限り盛り込むこととされたことから、事前請求であっても、親権者等への説明やその同意及び意見の確認、児童の意見又は意向の確認は一時保護状の請求前に行うべきであることが前提となっている。

(4) 一時保護の開始日

事後請求の場合、一時保護状の請求は一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に行う必要があるため（改正後法第33条第3項）、以下の考え方を踏まえて一時保護の開始日を適切に運用し、請求期限に留意の上、一時保護状の請求準備を進めることが重要である。

＜一時保護の開始日についての考え方＞

「一時保護の開始日」とは、児童が一時保護所等に入っていない段階であっても、児童相談所が児童を一時保護の決定に基づきその保護下に置いた日をいうものとして取り扱う。

なお、一時保護の決定を行うことができる状況にもかかわらず、7日間の一時保護状の請求期限の起算点を遅らせるために当該決定を後ろ倒しにすることは一時保護時の司法審査が7日間の請求期限を設けた趣旨に反することに留意する。

※ 具体的な場面に基づく運用

以下の時点には、児童を一時保護に基づき児童相談所の保護下に置いたといえるため、これらの日を「一時保護の開始日」と取り扱う。

① 児童相談所の職員が児童を移動させる場合

児童相談所長による一時保護の決定に基づき、児童相談所の職員が一時保護場所へ児童の移動を始めたとき（医療機関、児童相談所等を経由して一時保護場所へ向かうことを予定して移動を始めた場合や児童相談所から併設の一時保護所に移動を始めた場合を含む。）

② 児童相談所の職員が児童の身柄を引き受ける場合

児童相談所長による一時保護の決定に基づき、児童相談所の職員が児童の身柄を警察や関係機関等から引き受けたとき

③ 委託一時保護の場合

③－a 委託一時保護先の職員が児童の身柄を引き受ける場合

児童相談所長による一時保護の決定に基づき、児童相談所の依頼を受けて、委託一時保護先の職員が児童の身柄を警察や関係機関等から引き受けたとき

③－b 児童が現に所在する場所において委託一時保護をする場合

児童福祉施設、医療機関、警察等に所在する児童を同所において委託一時保護をする場合は、児童相談所が受入先に委託一時保護を依頼しその承諾を得たとき

(5) 請求先

一時保護状は、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する（改正後法第33条第3項）。

なお、一時保護状の請求は、裁判所の開庁時間中に行うことを基本とする（やむを得ず夜間・休日に請求する場合には後記第5章参照のこと）。

(6) 請求の方式

一時保護状の請求は、書面（一時保護状請求書）によりこれを行うものとする。

一時保護状請求書の様式、記載事項等については、後記3（10）参照のこと。

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続

(1) 児童及び親権者等の特定

ア 児童の特定

一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、これらが準備できない場合にあっては、その他の公的書類（例えば、療育手帳、マイナンバーカード、母子手帳などが考えられる。）により特定する。

出生届が出されていない新生児や氏名や住所等が明らかでない児童、無戸籍児童を一時保護するときなど、公的書類により特定できない場合の対応については、後記（8）及び（10）を参照されたい。

イ 親権者等の特定

親権者等は、後記（3）及び（4）のとおり、一時保護について同意するかどうかを示すことができるとともに、一時保護状の請求手続において裁判官に意見を伝達することができるから、手続保障の観点より、可能な限り特定すること。ただし、事後請求の場合は、一時保護の開始日から起算して7日以内（初日を含む。）に請求を行わなければならないという期間制限があるから、7日以内に親権者等を特定できないときは、親権者等を確知できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要がある。

親権者等は、戸籍謄本（外国人の場合には戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）により特定する。7日以内に親権者等を特定できない場合としては、戸籍謄本を取得できない、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどの事情がある場合などが考えられる。

(2) 親権者等に対する説明

ア 説明事項・方法等

一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合には、一時保護状の請求は不要となる。また、一時保護状の請求に当たっては、

令和4年児童福祉法等改正法の附帯決議を踏まえ、親権者等の意見を裁判官への提供資料に可能な限り盛り込むこととされた。

そのため、児童相談所としては、親権者等が、同意の法的効果（一時保護状の請求が不要となること）のほか、一時保護状の請求をする場合にはその意見を裁判官に伝達し得ることなどを理解した上で、同意をするかどうかについて適切に判断し意見を述べるができるよう、十分に説明を行うこととする。

具体的には、親権者等に対し、一時保護の理由（一時保護の要件である府令該当性及び一時保護の必要性）、目的、一時保護についての見通し、入所中の生活、児童との面会通信、一時保護中の児童相談所長の権限、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続、不服がある場合の手続等のほか、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法（後記（4）のとおり、児童相談所が親権者等の意見を聴き取ってまとめた書面を裁判官に提供することを基本とし、親権者等が希望すれば自ら意見書面を作成することもできること）等について、できる限り丁寧に説明する。

一時保護の理由については、府令該当性及び一時保護の必要性を根拠付ける事情を説明する（内閣府令の複数の号に該当する場合はそれぞれについて説明する。）。説明に当たっては、事案に応じ、可能な範囲で説明を行うこと。

なお、一時保護についての見通しは、一時保護状の請求までの間にとどまらず、その後の一時保護中も定期的に親権者等へ伝え、児童の家庭復帰をはじめとする一時保護の解除後の対応を円滑に進めるための環境を整えていくことが重要である。

イ 留意事項（DV事案等の取扱い）

例えば、加害者とされる親権者等のDVにより被害者及び児童が避難している場合には、一時保護時の説明及び意見の確認のために当該加害者とされる親権者等に連絡をとること（及び一時保護決定通知書を送付すること）の是非を慎重に検討する。

この場合は、暴力・脅迫の程度や危険度等、児童の監護の程度、離れてからの期間等を考慮して、児童相談所から加害者とされる親権者等に連絡をとることで、被害者及び児童の居住地等が探知され、同人らに危険が及ぶおそれがあるかどうかなどを検討することになるが、児童の利益を最優先に考えること。

当該加害者とされる親権者等に連絡しない（及び一時保護決定通知書を送付しない）場合においては、親権者等の同意があるとはいえない

いとして、一時保護状の請求を要することに留意する。

なお、一時保護状の請求前に当該加害者とされる親権者等に連絡しなかった（及び一時保護決定通知書を送付しなかった）場合であっても、不服申立手続の教示の観点から、その後に判明した被害者及び児童の危険性に関する情報等によっては、一時保護決定通知書の送付の対応について検討されたい。

（３）親権者等の同意の確認

親権者等の同意があるかどうかは、一時保護に対する親権者等の意見の核心部分であるとともに、一時保護状の請求の要否に関わるため、親権者等の同意の確認を行うことが重要である。そのため、児童相談所としては、前記（２）の留意事項（DV事案等の取扱い）等も踏まえつつ、可能な限り、親権者等の同意の確認を行うものとする。

ア 同意の意義

（ア）対象

一時保護を行うことについて親権者等の同意が得られた場合には一時保護状の請求は不要である。

（イ）同意が判然としない場合

一時保護状の請求が不要となるのは親権者等の「同意」があるときであるから、同意がない場合だけでなく、その意思を把握できない場合や、曖昧であったり、条件が付されていたりするなどにより、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）には、同意があるとはいえないものとして一時保護状の請求を行う。

この点は、法第33条第5項（改正後法第33条第14項）の規定により2か月を超えて引き続いての一時保護を行う場合や法第28条の規定により施設入所等措置を採る場合に、親権者等の「意に反する」ときに家庭裁判所の承認が必要となることとは要件が異なるものであるから、留意されたい（「意に反する」の場合は、反対の意思が明らかでない限り、家庭裁判所の承認は不要である。）。

また、同意するかどうかを決めるよう求めることによって、親権者等との関係を害し、その後のケースワークに支障が生じると思われる場合は、必ずしも同意又は不同意の決断を求める必要はなく、同意があるとはいえないものとして取り扱い、一時保護状の請求を行う（ただし、この場合においても、親権者等に対する説明を行うとともに、親権者等が希望する場合には、その意見の裁判官への伝達は行わなければならない。）。

(ウ) 同意の真意性に疑義がある場合

親権者等において、同意をしているかのような言動があったとしても、同意とその撤回を繰り返すなど、前後の言動やその状況、一時保護に至った経緯等を踏まえれば、真意に基づく同意であると必ずしも判断することができない場合は、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討する。

イ 同意の確認方法

親権者等の同意の確認は、一時保護状の請求までに、原則として書面で行うものとする。

ただし、一時保護状の請求までの時間的制約等により、書面での確認が難しい例外的な場合には、口頭による確認も排除されない。この具体例としては、親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等による確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合などが考えられる。口頭による場合は、親権者等に対する説明の状況やその反応等を記録すること。

なお、親権者等から一度同意を得たものの、その後同意が撤回された場合の対応については、後記(11)を参照されたい。

ウ 同意の確認を行う上での留意事項

- 親権者等の同意を確認するに当たっては、親権者等の心情に十分に配慮しつつ、丁寧にこれを行うことが重要である。とりわけ、以下に挙げるような言動は親権者等に心理的圧力を与えるものであり、あってはならない。
 - ・ 面会や家庭復帰等の条件として一時保護への同意を求めること
 - ・ 親権者等に対する説明や親権者等との間で話し合いを行った結果として、親権者等が一時保護に同意しない旨を明確に表明しているにもかかわらず、説得を続けること
- 一時保護に同意しないことによって児童と面会ができなくなるなど、不利に扱われるのではないかと不安を感じる親権者等もいることから、そのような親権者等に対しては同意しないことそれ自体をもって不利に扱うようなことはない旨を伝えることが重要である。

(4) 親権者等の意見を裁判官に伝達する手法

ア 基本的な考え方

一時保護時の司法審査は、対審の手続ではなく、児童相談所長等が提供する資料に基づいて迅速に審査を行う手続である。そのため、裁判官が親権者等の主張・陳述等を直接聴取する機会を内包するもので

はなく、児童相談所長等が親権者等の主張・陳述を記載した書面を裁判官に提供することにより、親権者等の意見を裁判官に伝達する。

具体的には、児童相談所が親権者等の意見を聴取して経過記録等の適宜の書類にまとめ、一時保護状の請求に際しての提供資料とすることを基本とする。なお、児童相談所が親権者等の意見をまとめる際には、事実（親権者等の言動）をそのまま具体的に記載し、児童相談所の所見とは明確に区別することに留意する。

イ 親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合

親権者等が自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを一時保護状の提供資料とすることも可能とする。親権者等は任意の様式で作成した意見書面を児童相談所に提出し、児童相談所から当該書面を一時保護状の請求時に裁判官に提供することとなる。

この場合において、親権者等が意見書面を児童相談所に対し提出する期限は、例えば、一時保護の開始から7日目に一時保護状の請求を行う場合であれば、その前日までに児童相談所に意見書面を持参してもらうようにするなど、各児童相談所が、親権者等の準備状況に可能な限り配慮して決定する。

ウ 親権者等を確知できない場合の対応

親権者等を確知できない場合には一時保護状の請求を行うこととなるが、例えば、児童の監護状況、関係者からの情報提供などによれば親権者等であると考えられる人物が存する場合には、手続保障の観点から、児童相談所としては、同人の意見の把握に努め、その意見を聴取してまとめた書類や当該人物が作成した意見書面を、児童相談所を通じて裁判官に提供することとする。

(5) 児童の意見又は意向の確認

前記(4)のとおり、一時保護時の司法審査は児童相談所長等が提供する資料に基づいて迅速に書面審査を行う手続であることから、児童についても、その意見又は意向を裁判官が直接聴取するものではなく、児童相談所長等が、児童の意見又は意向を記載した書面を裁判官に提供する必要がある。

具体的には、令和4年児童福祉法等改正法により、児童の意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）が導入されたことを踏まえ、一時保護状の請求に当たっては、一時保護開始時の意見聴取等措置等により把握した児童の意見又は意向を児童相談所が書面にまとめ、裁判官に提供することとする。

ア 一時保護開始時における意見聴取等措置

(ア) 概要

児童相談所長等は、児童に大きな影響を及ぼす一時保護の開始の決定に際しては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向（以下「意見等」という。）を勘案して措置を行うために、児童の年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ、意見聴取等措置をとらなければならない（改正後法第33条の3の3第4号）。

※ 児童の「意向」とは、前記第2章3（6）のとおり、「意思というまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、児童の最善の利益の観点から、全ての児童等の意向等を、その年齢、成熟度等に応じて考慮することを基本とする。

乳児や障害児など、言葉による意見の表出が困難な児童については、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の言動等から意向を汲み取るという非言語コミュニケーションを図ることなども含まれる。

(イ) 実施時期

意見聴取等措置は原則として一時保護に先立ってあらかじめ実施しなければならないが、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、一時保護を行った後速やかに同措置を実施する（改正後法第33条の3の3本文）。

あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときとしては、児童の安全を確保するため緊急に一時保護をする必要があるなど、緊急性が高い場面が想定される。緊急性が高い場面について、児童が精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で一時保護に先立って意見聴取等をとることができないことが考えられるが、このような場合においても、児童の心身の状況等に配慮しながらその安全を図り、児童の不安を受け止めた上で、適切なタイミングで速やかに意見聴取等を実施すること。

(ウ) 実施者

意見聴取等措置は、原則として児童相談所の職員が実施する。

具体的な方法としては、担当の児童福祉司若しくは児童心理司（必要に応じて双方）又は同人らとは別の職員によることが考えられるが、各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、児童の意見等を適切に把握できる方法を検討することが重要である。

また、児童相談所の職員には自らの気持ちを伝えづらいなどと感じる児童もいるため、児童の求めに応じて、意見表明等支援員が支援したり、必要に応じて児童の意見等を代弁したりするなど、意見表明等支援事業を状況に応じて活用することも考えられる。

イ 児童に対する説明

(ア) 説明事項

児童自身はその年齢や発達 の程度等 に応じ、自らの状況や一時保護について適切に理解した上で意見表明を行うことができるよう、児童に対し丁寧な説明を行うことが重要である。

具体的には、児童に対し、以下の事項について説明すべきである。

- ・ 児童本人の生活に対して児童相談所が果たす役割（児童の安全確保と児童や家族が抱える課題の解決に向けて支援したいという意図が伝わるように説明）
- ・ 児童が置かれている現在の状況、家族の現在の状況
- ・ 「一時保護ガイドラインについて」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定められている説明事項（一時保護の理由、目的、一時保護についての見通し、所持品等の取扱いなどを含めた一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等）
- ・ 児童の意見等の取扱い（具体的には、児童の意見等が一時保護時の司法審査の手続において裁判官に伝達されること、必ずしも児童の意見等のおりにならない場合もあるが児童相談所としてはその意見等を十分に考慮することなどを説明する。とりわけ、児童はその意見等が親権者等に伝わるかどうか不安を感じる場合もあると考えられるため、意見等が誰に伝わるのかについては児童に対して明確に伝えることが肝要である。）
- ・ 児童福祉審議会等の仕組みやその利用方法
- ・ 意見表明等支援事業を実施している場合は、その仕組みや利用方法

(イ) 説明方法等

説明の際には、児童の年齢や発達 の程度等に配慮すること。その際には、児童の年齢や発達 の程度等に応じて権利ノートや図、イラストなどを用いることが望ましい。

ウ 児童の意見等の聴取

前記イのような説明を行い、児童から質問を受けたり、児童が説明を理解したことなどを確認した上で、一時保護についての児童の意見

等とその理由、一時保護に関する希望・不安等を聴取する。

児童の年齢や発達の種類等によっては、口頭ではなく文章や図、絵で表現した方が自らの意見等をありのままに表現できることがあるため、意見表出方法は口頭に限らない。

児童が自身の意見を言うことを希望しない場合も考えられるが、言いたくないということもまた児童の意見であるから、このような場合には、言いたくないことは無理に言わなくてもよい旨を児童に伝えることが重要である。意見を言いたくないという気持ちを尊重し、児童がプレッシャーを感じることをないよう注意する。

意見聴取等措置は、児童の意見を聴取することが原則であるが、様々な工夫や配慮を行ってもなお、言葉による意見の表出が困難な児童に対しては、その選好等を理解したり、言葉のみならず、その態様や行動の変化など客観的な状況を汲み取ること等により、児童の意向を推察するといった手法を用いることが想定される。

このような児童の選好の理解や意向の推察については、児童の支援に携わってからの期間が短く関係構築が十分でない場合など、児童相談所職員のみで行うことが困難な場合もあると考えられる。その際は、児童本人をよく知る関係者に事前に児童本人のコミュニケーションの方法を確認しておく（本人が「良い」、「そうしたい」と思うときにどのような行動・表情をするのかなど）、必要に応じて面接場面に同席してもらうなどの方法により、周囲の協力も得ながら児童本人の意向を適切に推察するべきである。

その他年齢・発達の状況等に応じた配慮、児童が意見を言いやすくするための工夫等の留意点等については、こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（P）を参照すること。

エ 児童の意見等の記録

（ア）記録方法等

児童から聴取した意見等は、児童記録票に記録して保管する。各児童相談所の状況等によっては、児童記録票に記録するのではなく、個別の報告書（様式は問わない。）を別途作成して記録する方法も考えられる。一時保護状の請求に当たっては、これらの記録を児童の意見等として裁判官に提供する。

記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、児童の反応・様子、児童相談所の所見を記載すること。

聴取内容は、児童から聴き取った内容をそのまま記載し、必要に応じて要約を行うこと。可能な限り、内容について相違がないか、

児童本人にも確認してもらうことが望ましい。

児童の心情が揺らいだり、当初の意見等を撤回したりすることも考えられるが、そのような場合には、そうした揺れ動きも受け止め、児童の意見等として記録すべきである。

また、児童が意見を言いたくないという態度を示しているときはその旨を記録する。

そのような場合のほか、乳幼児や障害児など、言葉による意見の表出が困難な児童については、その泣き方や表情、しぐさや身振り等の反応や行動変化を客観的に記録する。例えば、乳幼児について、保護者が近くにいるときとそうではないときの様子の違いを観察して記録することなどが考えられる。

記録に当たっては、児童の意見等を客観的・具体的な事実として記載し、児童相談所の所見とは混同させないことが重要である。

(イ) 児童が自ら意見書面の作成を希望する場合

児童が自ら意見書面を作成したいとの希望を有する場合は、可能な限りその作成を支援する。作成する意見書面の様式や内容は問わない。

作成された書面は児童記録に綴るなどして保管し、一時保護状の請求の際にはこれを裁判官へ提供する。

なお、児童に対しては、児童自ら作成した意見書面の取扱いや保管先について、あらかじめ説明をしておくべきである。具体的には、児童が意見書面を作成するに先立ち、当該書面は一時保護状の請求時に裁判官に提供すること、一時保護状の発付又は請求却下後は児童相談所が当該書面を保管することなどを児童に対し伝えておく。

オ 留意事項

- 児童の意見等を確認するに当たっては、児童が安心して話すことができるような受容的な環境づくりが重要となる。児童の中には、大人に対する警戒心や不信感が強い児童もおり、とりわけ一時保護の開始時において、初対面の大人に気持ちを打ち明けることが難しい場合も想定される。それが児童の生活に多大な影響を及ぼす決定権限を有する児童相談所の職員に対してであれば、なおのこと本音を話さずらく感じ、また話したことがどのように受け止められるかを不安に感じるものと考えられる。そのため、児童の意見等を聴取するに当たっては、このような児童の緊張感や不安感に共感し、安心感を与えられるよう努めることが重要である。

- ・ 面接場面の環境自体も児童の心理に大きく作用し得ることから、例えば、大勢で児童を取り囲んだり、落ち着かない環境で面接をするなど、児童に圧迫感を与えるような状況は避けるべきである。各児童の状況等に応じて、意見等を言いやすくなるような環境上の工夫を行うこと（児童の年齢や発達の状態等に応じ、例えば、児童と面接を行う際に生活の中で馴染んだ私物を持ち込んでもらう、児童本人が普段から馴染みのある支援者に同席してもらうなど）が望ましい。
- ・ 一時保護時の司法審査では、一時保護状の請求までの短期間に得られた範囲で、児童の意見等を裁判官に提供することとなるが、児童への説明及び意見等の確認は、本来的には、児童相談所が児童に関わる全期間を通じて、児童との信頼関係を築きつつ行うべきものである。一時保護状の請求後においても、繰り返し丁寧に児童への説明や意見等の確認を行い、その支援に反映させていくことが重要である。

(6) 児童の意見等を裁判官に伝達する手法

前記(5)のとおり、一時保護状の請求に当たっては、意見聴取等措置等の結果、児童相談所が把握した児童の意見等が記載された児童記録票等を裁判官に提供することを基本とする。

児童が自ら意見書面を作成した場合にあっては、当該意見書面を裁判官への提供資料とすること。

なお、児童に対しては、裁判官の審査結果やそれを踏まえた児童相談所としての方針、その後の一時保護についての見通しなどを児童の年齢や発達の状態等に応じ適切に説明（フィードバック）すること。特に、児童の意見等と反する審査結果となった場合には、児童の理解を得られるよう丁寧に説明を尽くすこと。

(7) 配慮を要する児童及び親権者等の対応

児童及び親権者等が、日本語を母語としない外国人である場合や障害のある場合などにおいても、児童相談所の説明を理解し、意見等を裁判官に伝達することができるよう、通訳や書面の翻訳、支援機器の用意など、適切な配慮を行うことが重要である。

(8) 提供資料の準備

ア 基本的な考え方

一時保護状の請求に当たっては、府令該当性及び一時保護の必要性を裏付ける資料を添えることとされている（改正後法第 33 条第 3 項）。そのほか、児童、親権者等及び請求者たる児童相談所長等の特定に関する資料、一時保護の開始日に関する資料とともに、児童の意見等及び親権者等の意見を提供することが求められる。

一時保護時の司法審査における裁判官の判断対象は、一時保護の開始に係る一時保護の要件の充足性であるところ、一時保護開始後に調査、資料の収集等を行う場合も多く想定される。そのため、一時保護開始前のみならず、一時保護状の請求時点までに児童相談所が調査・収集した資料を裁判官に提供することができる。

資料の提供は、一時保護状の請求の迅速性を確保する観点から、各児童相談所が保有する既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものにより行う。

特に事後請求の場合は、関係機関等に対する照会結果の取得に時間を要するなどの事情があるとしても、一時保護を開始した日から起算して 7 日以内（初日を含む。）に請求を行う必要がある。この「7 日以内」は、法定の期限なので、このときまでに準備可能な範囲で資料を提供することが基本となるが、必要に応じ、報告書等（児童相談所長又は事案担当者名義）を補足的に作成することが考えられる。

イ 総括書面（児童相談所の所見）

(ア) 記載事項

裁判官の迅速な判断に供するため、以下のような事項についてまとめた簡潔な総括書面を作成すること（書式及びその記載例については別添参照）。

- ・ 児童及び家族構成
- ・ 一時保護の要件の充足性を示す事実関係（一時保護の経緯等）
 - ※ 事実関係の裏付け資料の標目を記載すること。
- ・ 児童の意見等や親権者等又はこれらと考えられる者の意見
- ・ それらを踏まえた児童相談所の所見（府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）

(イ) 留意事項

① 児童の家族構成

- ・ 親権者等又はこれらと考えられる者の氏名、親権の有無、続柄、年齢、職業、同居の有無を記載する。親権者等が数人いる

場合は、その全員を記載する。「親権」の欄は、戸籍謄本（外国人の場合には戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）により確認できた場合のみ選択すること。

- ・ 児童と同居している者や事案に応じて別居家族も記載する（例えば、児童のきょうだい、親権者等ではない保護者など）。
- ・ 未成年後見人であることは、備考欄に記載すること（未成年後見人が法人であるときには、氏名欄に法人の名称を記載）。

② 児童の意見等や親権者等又はこれらと考えられる者の意見

- ・ 親権者等である場合には、一時保護の同意の有無を記載すること（親権者等と考えられる者の意見を記載する場合には、記載不要）。
- ・ 本人が意見書面を作成した場合には、本人の意見等を尊重し、児童相談所がまとめた書面（児童記録票、経過記録等）ではなく、当該意見書面を選択すること。なお、児童相談所の所見欄には、児童相談所として、本人の意見等の内容を踏まえてどのように判断したかを端的に記載すること。
- ・ 親権者等と考えられる者（戸籍謄本の取得未了、身分関係の調査中などにより児童の親権者等であることを確認できない場合）の意見を記載する場合には、チェックリストの「親権者等を確認できない」を選択すること。

③ 提供資料

総括書面に引用した資料及び箇所には、裁判官が参照できるよう、適宜付箋を貼付するなどしておくこと。

ウ 児童、親権者等及び請求者の特定に関する資料

(ア) 児童を特定する資料

児童を特定する資料としては、戸籍謄本、住民票その他の公的書類（療育手帳、マイナンバーカード、母子手帳等）を提供することが想定される。

出生届が出されていない新生児や氏名や住所等が明らかでない児童、無戸籍児童を一時保護するときなど、公的書類が取得できない場合は、児童の写真、児童が所在する場所に生活の実態があることを裏付ける資料等、児童の特定に足りる資料を提供することが考えられる。

なお、児童を写真により特定する場合には、一時保護状添付用の写真1枚も併せて提供することを要する。

(イ) 親権者等を特定する資料

親権者等を特定することができた場合には、戸籍謄本（外国人の場合には戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）を提供すること。

一時保護状の請求までにこれらの書類が取得できないことにより親権者等を確知できない場合には、前記イのとおり、総括書面の該当欄にその旨を明記する。

(ウ) 請求者を特定する資料

児童相談所長等の在職証明書の写しを提供することが考えられる。

エ 府令該当性を裏付ける資料

府令該当性の裏付け資料としては、以下の例を参考にしつつ、各事案に即して準備を行うこと。

なお、以下はあくまで想定される資料の一例であり、これらに限るものではない。また、一時保護状の請求までの短期間では収集困難な資料もあるため、一時保護状の請求までに収集することができた限度で、事案に応じて資料を用意すること。

(ア) 内閣府令第1号（児童虐待の場合等）

- ・ 児童や保護者の言動、児童相談所による指導の様子などが記載された児童記録票、経過記録等
- ・ 児童やけがの写真等
- ・ 医療機関の診断書、カルテ、診療情報提供書等
- ・ 医療機関、学校、市町村その他の関係機関、近隣住民等とのやりとりについての経過記録、通告受理票、報告書等（これらについては、聴取者の署名押印までを必須とするものではないが、当該書面の作成者（児童相談所長又は担当者）は明らかにしておくこと。以下同じ。）

(イ) 内閣府令第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- ・ 少年法に基づく触法少年送致の場合には、警察官からの送致書、警察の調査に係る書類等
- ・ 警察官による通告の場合には、児童通告書、口頭による通告の場合は通告内容を児童相談所が聴取した書面、児童通告通知書等
- ・ 警察官による通告の場合に、他の号にも該当すると考えられる場合には、当該他の号の該当性を裏付ける資料も併せて添付すること。

(ウ) 内閣府令第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- ・ 児童の言動が記載された児童記録票、経過記録、報告書等

- ・ 児童の状態や加害状況を示す写真等
 - ・ 保護者や関係機関等からの相談受付票、通告受理票等
- (エ) 内閣府令第4号（児童による保護の求め等の場合）
- ・ 児童の言動が記載された児童記録票、経過記録、報告書等
 - ・ 児童が児童相談所職員以外の者、関係機関等に保護を求めるなどした場合は、当該人物からの聴取書、通告受理票等
- (オ) 内閣府令第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）
- ・ 児童及び保護者の状況等が記載された相談受付票、経過記録等
 - ・ 児童の発見状況等に関する報告書等
- (カ) 内閣府令第6号（保護者による保護の求め等の場合）
- ・ 保護者の言動が記載された相談受付票、経過記録、報告書等
 - ・ 保護者が児童相談所職員以外の者や関係機関に保護を求めるなどした場合は、当該人物からの聴取書、通告受理票等
- (キ) 内閣府令第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）
- ・ 前記（ア）から（カ）までの資料等を参考に、事案に応じて検討すること

オ 一時保護の必要性を裏付ける資料

一時保護の必要性を裏付ける資料は、府令該当性を裏付ける資料と重複することが多いと考えられるが、児童相談所として一時保護の必要性を判断した事情を明らかにする資料を提供することが求められる。

カ 児童の意見等

前記（6）のとおり、意見聴取等措置等によって児童相談所が確認してまとめた児童の意見等が記載された児童記録票等を提供資料とすることを基本とする。

ただし、児童が自ら意見書面を作成した場合には、その意見等としては、当該意見書面を提供資料とすること（なお、児童相談所と児童のやり取りを記載した経過記録等を一時保護の経緯等の事実関係や児童相談所の所見を裏付ける資料として提供することを妨げるものではなく、当該経過記録が裁判官の事案の理解に資すると考えられる場合には、これも併せて提供すること。）。

キ 親権者等又はこれらと考えられる者の意見

前記（4）のとおり、児童相談所が親権者等又はこれらと考えられる者の意見を聴取してまとめた適宜の書面を提供資料とすることを基本とする。

ただし、親権者等又はこれらと考えられる者が自ら意見書面を作成した場合は、その意見としては、当該意見書面を提供資料とすること

(なお、児童相談所と親権者等又はこれらと考えられる者のやり取りを記載した経過記録等を一時保護の経緯等の事実関係や児童相談所の所見を裏付ける資料として提供することを妨げるものではなく、当該経過記録が裁判官の事案の理解に資すると考えられる場合には、これも併せて提供すること。)

ク 一時保護の開始日を裏付ける資料（事後請求の場合のみ）

事後請求の場合において、一時保護の開始日に関する資料として、一時保護決定通知書、経過記録等を提供する。

ケ 留意事項

(ア) 事件記録の取扱い

一時保護状の請求に係る事件記録（一時保護状請求書及び提供資料等。以下同じ。）は、裁判所から児童や親権者等には送付されない。また、改正後法において、裁判所における親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はないため、児童や親権者等が、裁判所に対し、その閲覧謄写を求めることはできない。

他方で、事件記録は、一時保護状が発付され、又は請求が却下された際には、一時保護状請求書とともに全て児童相談所に返還されることとなる。

そのため、児童や親権者等は、裁判所から返還された事件記録について、児童相談所に対し、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報開示請求を行うことが考えられる。このような請求がなされた場合は、個人情報保護法に基づいて情報の開示・不開示を判断し、適切に対応すること。

児童相談所としては、後日、個人情報開示請求が行われる場合に備えて、一時保護状の請求に当たって裁判所に提供した事件記録を所内で適切に保管しておくことが必要である。

(イ) 個人情報の提供の取扱い

一時保護状の請求に当たって、児童相談所が保有する個人情報を裁判官に提供することは、改正後法第 33 条第 3 項を根拠とするものであり、個人情報保護法第 69 条第 1 項が定める「法令に基づく場合」に該当することから、同法には反しない（後記第 4 章の不服申立てについても、改正後法第 33 条第 7 項を根拠とするものであり、同様である。）。

(ウ) 通告元に関する情報の取扱い

児童虐待防止法第 7 条は、市町村、都道府県の設置する福祉事務

所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員に対し、児童虐待に係る通告をした者を特定させる情報の漏示を禁止している。もっとも、この規定は職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるようなものを漏らすことにより通告の促進が妨げられることを防止するための規定であるから（「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」（平成 22 年 11 月 19 日付け雇児総発 1119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、適正な一時保護時の司法審査のために、通告元に関する情報等を含めて一時保護の契機となった情報を裁判官に提供することは同条に反しない。

(9) 関係機関等との連携（資料又は情報の提供等）

令和 4 年児童福祉法等改正法において、児童相談所長等は、一時保護等に関し、地方公共団体の機関、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、児童が在籍する学校などの関係機関等から、資料又は情報の提供、意見の開陳など必要な協力を求めることができ、また、当該求めを受けた関係機関等には応諾の努力義務があるものとされ、児童相談所の調査権限が担保された（改正後法第 33 条の 3 の 2）。

児童相談所は、一時保護等に関し必要な場合は、躊躇なく資料又は情報の提供を依頼し、関係機関等の協力を求めるとともに、一時保護時の司法審査に関する対応方針の判断や資料の収集等にあたり活用されたい。

関係機関等とは、資料又は情報の提供等に係る考え方も含め、十分な連携を図ることが重要である。

(10) 一時保護状の請求

ア 一時保護状請求書の様式

一時保護状請求書の様式は別添のとおりである。

一時保護状請求書には、後記イを参考に、必要な情報を記載する。

事案に応じ、不要な記載事項については、「なし」と記載し、又は斜線削除印をすること。

同一家庭のきょうだい数人を一時保護する場合の取扱いについては、後記（11）を参照されたい。

イ 一時保護状請求書の記載事項

（ア）請求先

児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官を記載する（裁判官名は記載を

要しない。)。請求先裁判所は、事前に各地の裁判所に問い合わせるなどして確認の上、記載すること。

(イ) 請求者名

請求者名欄には、児童相談所長名又は都道府県知事名を記載する。

(ウ) 児童の氏名、年齢（生年月日）、住居

これらは児童を特定するために記載するものである。戸籍謄本、住民票その他の公的書類により特定して記載するが、出生届が出されていない新生児や氏名、住所等が不明な児童、無戸籍児童等の場合は、児童の写真、児童が所在する場所に生活の実態があることを裏付ける資料を添付するなどして特定に足りる事項を記載する。

公的書類上の住所と現に生活の実態がある住居が異なる場合は、現に生活の実態がある住居を記載する。

(エ) 府令該当性

事案に応じ、内閣府令に規定する各号を選択する。複数の号に該当すると考えられる事案では、それらを重疊的に選択することも認められる。この場合には、複数の号についてその該当性の主張を要するが、いずれか一つの号の該当性が認められれば、一時保護状が発付されることとなる。

なお、内閣府令に規定する各号の該当性として、当初、児童相談所として考えていた号に別の号を追加することを妨げるものではない。

(オ) 一時保護の必要性

児童相談所長等として、一時保護の必要性があると判断した理由をチェックリストから選択し、又は当該事案に即して簡潔に記載すること。

(カ) 一時保護の開始日（事後請求の場合）

一時保護の開始日を記載する。

(キ) 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由（事前請求の場合）

有効期間とは、事前請求の場合において、発付された一時保護状により一時保護の権限を行使し得る期間をいう。有効期間の経過後は一時保護状が失効し、これによって一時保護することはできない。

有効期間は原則として一時保護状の発付から7日と定められることが想定されるが、裁判官の判断により7日を超える期間が定められることもあり得る（なお、この期間は、初日を含まない。）。

そのため、7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び理由を記載する。ただし、時間の経過によって一時保護の必要性等の事情も変化し得ることから、合理的な期間を記載すること。

(11) 各種事案の取扱い

ア きょうだい事案の取扱い

一時保護状は児童ごとに発付されることから、同一家庭のきょうだい数人を一時保護する場合は、前記(10)の一時保護状請求書は各児童について1通ずつ作成することを要する。

総括書面その他の資料については、共通のものを1通作成及び提供することで足りるが、きょうだいごとに事情が異なる場合には、総括書面には各事情を分けて記載すること。

イ 移管ケース

一時保護中にケース移管を行った場合については、一時保護の決定ごとに一時保護状の請求の要否を判断する。この場合における一時保護状の請求期限の起算点は、各一時保護の開始日となる。

例えば、移管元の児童相談所が一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)にケース移管して移管先の児童相談所において一時保護をする場合、移管元では7日以内に一時保護を解除しているから一時保護状の請求を要しないが、移管先の児童相談所は、移管先で開始された一時保護が7日を超える見込みであるときは、一時保護状の請求を検討する。移管元の児童相談所が一時保護状の発付を受けて一時保護を行っていた場合であっても、移管先での一時保護が7日を超える見込みであるときは一時保護状の請求を検討すること。

ウ 一時保護場所の変更、一時保護委託との切替え

一時保護の開始後に一時保護の場所を変更した場合や一時保護委託との切替え等を行ったときは、それ自体は新たな処分ではない。

したがって、既に一時保護状が発付されていれば新たに一時保護状の請求を要するものではなく、一時保護状の発付前の場合は当初の一時保護の開始日から起算して7日以内の請求を要することに留意する。

エ 親権者等の同意が撤回された場合の対応等

(ア) 同意の撤回

親権者等が当初一時保護に同意をしたが、一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)に同意を撤回することも考えられる。同意の撤回は書面又は口頭いずれによるかを問わないが、その意思表示は7日以内に児童相談所に到達している必要がある。

(イ) 同意が撤回された場合の対応

同意の撤回時の対応について明文の規定はないが、基本的には、同意の撤回がなされた場合であっても、一時保護を開始した日から起算して7日以内に一時保護状の請求をする必要がある。

この際、親権者等が同意を撤回した時期が7日経過直前であるなどの事情により、請求期限内に一時保護状請求書のみは提出可能であるものの、裏付け資料等の提供までは困難である場合には、まずは一時保護状請求書を提出し、請求先裁判所と協議の上、資料等は追って速やかに提供する方法も考えられる。

なお、親権者等が一時保護の開始から起算して8日目以降に同意を撤回した場合には、一時保護状を請求する必要はないが、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、法第33条第5項（改正後法第33条第14項）の規定に基づき、引き続いての一時保護の承認審判を家庭裁判所に求める必要がある。

(ウ) 期限直前の同意の撤回等

同意の撤回が一時保護状の請求期限直前になされた場合のほか、不可抗力（天変地異等）の事情により、期限内に一時保護状を請求することが客観的にみておよそ困難な場合も想定される。

最終的には個別の事案に基づく裁判官の判断となるものの、改正後法第33条第3項が一時保護状の請求期限を7日間と定めた趣旨・目的、一時保護時の司法審査の対象（親権者等の同意のない一時保護）、期限直前の同意の撤回時に想定される状況等を踏まえると、親権者等が同意を撤回した事情等により期限内に一時保護状を請求することが客観的に困難な場合には、期限をわずかに徒過したことだけをもって直ちに手続が違法となるものではないと考えられる。

そのため、このような場合には、まずは請求先裁判所に電話等により連絡を行い、当該事情及び一時保護状の請求を予定している旨を伝えた上で、可能な限り速やかに一時保護状請求書を提出することとする。

(エ) 親権者等の意見の取扱い

前記（ウ）のような場合には時間が切迫していることから、親権者等の意見は、児童相談所が把握した限りで提供資料に盛り込むことを基本とする。

親権者等が自ら意見書面の作成を希望することも考えられるが、時間の切迫性に照らし、同意の撤回の意思表示とともに意見書面が

直ちに児童相談所に持参されたような場合に限り裁判官に提供するものとする。

4 一時保護状の発付又は請求却下

裁判官の審査の結果、一時保護状発付の要件を満たしていると認められる場合は、児童相談所長等宛てに一時保護状が発付される。

事前請求の場合には、当該一時保護状の効力として児童相談所長等は一時保護を行うことができることとなり、事後請求の場合には、当該一時保護状をもって、一時保護を引き続き行うことができる。

他方、一時保護状発付の要件を満たしているとは認められない場合には、一時保護状の請求が却下される。

(1) 一時保護状の発付又は請求却下後の対応

ア 事件記録の返還等

児童相談所は、請求先裁判所から審査が終了した旨の連絡を受けたときには、請求先裁判所において、一時保護状の請求に係る事件記録（一時保護状請求書を含む。）の返還を受け、一時保護状が発付された場合は一時保護状を受領する。

一時保護状は請求者である児童相談所長等に対して発付されるものであることから、原本は児童相談所で保管する。

一時保護状の請求が却下された場合において、不服申立てを行うのであれば、当該却下の裁判の翌日から3日以内にこれを行う必要があるため（改正後法第33条第7項ただし書）、この期間制限に留意してその後の方針を検討する。

不服申立手続については、後記第4章を参照されたい。

イ 児童及び親権者等への対応

児童及び親権者等に対し、一時保護状の写しを交付し、又は提示することは必ずしも要しないが、児童及び親権者等が希望する場合はそのような対応を行うなどして、審査の結果とともに今後の方針を適切に説明することが重要である（前記アのとおり、原本は児童相談所において保管）。

ウ 有効期間経過後における一時保護状の返還（事前請求の場合）

事前請求の事案において、一時保護状に記載された有効期間中に一時保護を行うことなく当該期間を経過した場合は、一時保護状を返還しなければならない（改正後法第33条第5項第5号）。

エ 一時保護状発付後の府令該当性の変更

一時保護状が発付された後、事情の変更があり、一時保護状に記載された内閣府令に規定する号とは異なる号を理由に一時保護を継続する場合でも、改めて一時保護状の請求をする必要はない。

(2) 一時保護の解除（請求却下の場合）

ア 一時保護の解除の手續

児童相談所長等は、一時保護状の請求が却下されたときには速やかに一時保護を解除しなければならない（改正後法第33条第7項）。

ただし、不服申立てを行うときは、当該却下の裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる（改正後法第33条第9項）。

不服申立てを行わない場合には、後記イの児童の意見聴取等措置のほか、事案に応じて、保護者や関係機関等への連絡、解除後の生活環境の調整など必要な対応を講じた上で、速やかに一時保護を解除すること。

イ 一時保護の解除に伴う児童の意見聴取等措置

一時保護の解除においても、一時保護の開始と同様に、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見等を勘案して措置を行うため、あらかじめ意見聴取等措置をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全確保のために緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは解除後速やかに意見聴取等措置をとる（以上につき、改正後法第33条の3の3第4号）。

(3) 同一の児童に対する再度の一時保護状の請求

ア 一時保護状の請求却下後の事情変更等

一時保護状の請求が却下された後に、全く同一の事情で再度の請求を行うことは、一時保護状の請求却下の裁判に対してその翌日から3日以内に不服申立てをすることができることとされている趣旨からして許されない。

もっとも、一時保護状の請求却下後に事情変更があった場合（前回の一時保護状の請求時には判明していなかった事情がその後の調査により明らかになった場合を含む。）は、前回の請求時には裁判官の審査の対象とはなっていないことから、再度一時保護状を請求することは差し支えない。この場合は、前回の請求時から変更のあった事情等を明らかにした上で請求を行う。

イ 一時保護状の有効期間が超過して失効した場合

事前請求において、一時保護状の有効期間が超過して失効した場合又は失効することが見込まれる場合には、その理由が、児童が所在不明になるなど特にやむを得ない事情であるときは、裁判官に対し、一時保護状の再請求をすることができる。

第4章 不服申立手続

○ 改正後法

第三十三条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

1 不服申立ての要件

(1) 要件

一時保護状の請求却下の裁判に対する不服申立ては、

- ① 法33条第1項に規定する場合（内閣府令各号）に該当し、
- ② 一時保護の必要があり、
- ③ 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるとき
に行うことができる。

①及び②は、一時保護を行う場合に備えなければならない要件であるため、不服申立てにおいて特に必要となるのが、③の要件である。

(2) 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるとき

どのような場合に「児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれる」かどうかは、個別具体的な事案によって異なるが、その判断に当たっては、「生命又は身体」ではなく「生命又は心身」と規定されていることに留意が必要である。

すなわち、ここでは、身体的な危害だけでなく、児童に重大な精神的危害が生じる場合も含まれる。児童は、心身共に未発達・未成熟で、身近な人や周囲の環境から影響を受けて成長していくものであり、特に養育される保護者や養育環境から受ける影響が大きい。

そのため、「児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれる」かどうかを判断するに当たっては、児童が傷害を負うおそれやその傷害の程度といった外形上の行為や被害の重大性だけでなく、保護者の養育環境下に戻ることで児童の心身にどのような影響を与えるかといった観点からも、慎重に検討することが重要である。

2 不服申立手続に係る基本的事項

不服申立ては、児童相談所長等が、一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、行うことができる。

この場合は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄の地方裁判所に、その他の裁判官（地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官）がした裁判に対しては当該裁判官が所属する裁判所に不服申立てをする（改正後法第33条第7項）。

不服申立てについても、書面（不服申立書）によりこれを行う。

3 不服申立ての具体的手続

（1）基本的な考え方

原裁判（一時保護状の請求却下の裁判）の取消し及び一時保護状の発付を求める不服申立てにおいても、当初の一時保護状の請求と同様に、裁判所の判断の対象は、一時保護の開始に係る一時保護の要件の充足性となる。これに加え、裁判所は「一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれる」かどうかを判断する。裁判所の判断においては、一時保護開始後に調査した結果判明した事実や資料も斟酌される。

そうした点を踏まえ、不服申立てにおいては、一時保護の趣旨を踏まえて必要な保護を行うために、事案に応じ、当初の一時保護状の請求時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、例えば当初の一時保護状の請求時には判明していなかった事実が新たに判明した場合や当初の一時保護状の請求時には何らかの事情で取得できなかった裏付け資料を新たに取得した場合などにはこれらに基づき主張の補充を行うことが考えられる。なお、不服申立てにおいても、当初児童相談所として考えていた内閣府令の号に別の号を追加することを妨げるものではない。

（2）不服申立書の作成

ア 形式的事項

不服申立書には、事件を特定するための形式的事項として、以下の項目を記載する。なお、同一家庭のきょうだい数人について不服申立

てを行う場合は、一時保護状請求書と同様に各児童1通ずつ作成すること。

- ・ 児童の氏名
- ・ 請求者
- ・ 請求先裁判所
- ・ 原裁判のあった日

イ 不服申立要件の該当性

不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、児童相談所の所見・評価を文章形式で記載する。一時保護状の請求が一度却下されているという事情を踏まえ、不服申立書では、事案に応じ、主張を補充すべきと考えられる点を中心に述べることを基本とする。

(3) 提供資料の準備

提供資料としては、既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したものによることとしつつ、取得に時間を要したなどの理由により当初の一時保護状の請求時には提供されず、裁判官の判断の基礎にはなっていない資料等があればそれらも併せて提供し、主張（児童相談所の所見・評価）を補充する。

改正後法第33条第7項により、不服申立要件についてその該当性を基礎づける資料を添えることとされているため、不服申立書では各要件の該当性を記載する際に、裏付け資料に適宜言及するなどして、児童相談所の所見・評価と裏付け資料との相関性を明らかにするよう努める。

改正後法上は、不服申立てに当たり、改めて児童の意見聴取等を行うことは要しないが、児童の意見等が一時保護状の請求時から大幅に変わっているなどの事情がある場合は、可能な限り児童の意見等が審査に反映されるよう、このような気持ちの変化や揺れ動き等についても提供資料に盛り込むことが望ましい。

なお、児童、親権者等及び請求者たる児童相談所長等の特定に関する資料、原裁判があった日のわかる資料の提供を要することにも留意する。

一般的には、一時保護状請求時の資料一式に、請求却下の裁判書及び前記1の不服申立要件を裏付ける資料等を追加して請求することになる。

4 裁判所の判断を受けての対応

裁判所は、不服申立てに対し、その請求に理由があるときは決定で原裁判を取り消し、一時保護状を発付することとなる（改正後法第33条第11項）。

他方で、改正後法第 33 条第 7 項ただし書の規定に違反したとき、又は請求が理由のないときには、決定で請求を棄却する（改正後法第 33 条第 10 項）。

「その規定に違反したとき」とは、例えば、請求期限の徒過や不服申立理由の不記載などの形式的手続の違反をいう。

請求が棄却された場合には、児童相談所は裁判所から請求棄却決定書謄本を受け取ることとなる。

不服申立てにおいても、当初の一時保護状の請求に関する対応の流れと同様に、請求先裁判所から不服申立てに対する判断が出た旨の連絡を受け次第、同裁判所において、不服申立てに係る事件記録の返還を受けるとともに、一時保護状又は決定書謄本を受領する。なお、裁判の結果にかかわらず、不服申立書は裁判所において保管される。

児童及び親権者等に対しては、必ずしもこれらを提示する必要はないが、希望がある場合はこれらを示すなどして、審査の結果とともに今後の方針を適切に説明する。

不服申立てが棄却されたときには一時保護を解除することとなるが、一時保護の解除に際し、児童の意見聴取等措置を講じる必要があることについては、前記第 3 章 4（2）のとおりである。

第5章 夜間・休日の対応

一時保護状の請求は、裁判所の開庁時間中に行われることが基本であるが、やむを得ず夜間・休日に請求をする場合には、あらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う。この場合、請求先裁判所が平日の開庁時間中とは異なる場合もあるため、留意すること。

また、一時保護状の請求期限の末日が、土曜日、日曜日、国民の祝日又は年末年始になる場合であっても、同日までに請求をすることを要するため、この点に留意し、準備を進めることが必要である。

(別紙)

子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改訂版）（抄）

（平成 25 年 8 月 23 日付け雇児総発 0823 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

第 2 章 虐待の発生を予防するために

2. 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント

(1) リスク要因とは

子どもの虐待が起こる原因として、健やか親子 2 1 検討会報告書（平成 12 年 11 月）では以下のように述べており、参考になる。

「虐待では、[1] 多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、[2] 生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にあること、[3] 社会的に孤立化し、援助者がいないこと、[4] 親にとって意に沿わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など）であること、の 4 つの要素が揃っていることが指摘されている。

このため、虐待を防止し、予防する方法としては、これらの 4 要素が揃わないよう働きかけることが効果的と考えられる。例えば、援助者が虐待する親の相談相手になることは、虐待者の社会的孤立を無くすことになり、そのときから虐待は軽減される。そしてあらゆる社会資源を導入して生活のストレスを軽減し、もし、子どもの健康問題がある場合には、親の負担をかけることなく改善し、再発を防止する。このような育児支援を、出生直後から、親に対して行うことにより、虐待の予防につながると言われている。」

上記のように、リスク要因と予防策とを有機的に結びつけて対応することが必要である。また、子ども時代に大人の愛情を受けていなかったなどの事情があった場合でも、その後に誰かから適切なサポートあるいはケアを受けることで、安定した子育てをできる場合が多いことにも留意が必要である。

本手引きでは、上記の指摘もふまえながら、以下の 4 つの視点から虐待の発生要因について具体的に述べる。すなわち、①保護者側のリスク要因 ②子ども側のリスク要因 ③養育環境のリスク要因 ④その他虐待のリスクが高いと想定される場合、である。

① 保護者側のリスク要因

保護者側のリスク要因には、妊娠、出産、育児を通して発生するものや、保護者自身の性格や精神疾患等の精神的に不安定な状態から起因するものがある。

リスク要因と考えられるものは、望まない妊娠・出産や若年の妊娠・出産であり、妊娠・出産を受容することが困難な場合である。また妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児の受容に影響が出たり、妊娠中又は出産後の子どもの長期入院により子どもへの愛着形成が十分に行われな場合がある。

母親が妊娠、出産を通してマタニティブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況に陥っている場合もある。

また、攻撃的・衝動的であることや、精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等もリスク要因である。さらに、保護者自身が虐待を受けて育ち、現在に至るまで適切なサポートを受けていない場合にもリスク要因となることがある。

保護者が精神的に未熟である場合は、育児に対する不安や日常的な生活ストレスが蓄積しやすい。また、保護者の特異な育児観や強迫観念に基づく子育て、あるいは子どもの発達を無視した過度な要求等もリスク要因としてあげることができる。

なお、近年の傾向として、食事が遅いとか泣き止まないなどの、その年齢であればごく正常な発達を示しているようなことであっても、保護者がそうした知識を持たないために、いらだち虐待行為に至ることもあるので注意が必要である。

② 子ども側のリスク要因

子ども側のリスク要因には、乳児、未熟児、障害児など、養育者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども等がある。

③ 養育環境のリスク要因

養育環境のリスク要因としては、家庭の経済的困窮と社会的な孤立が大きく影響している。また、未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいて安定した人間関係が保てていない家庭、離婚や再婚が繰り返されて人間関係が不安定な家庭、親族などの身近なサポートを得られない家庭、転居を繰り返す家庭、生計者の失業や転職が繰り返される家庭、夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）等がリスク要因となる。

孤立した家庭は、子育ての情報を持たなかったり、情報にアクセスできない状況にあり、そのことがリスクをより高めると考えられる。また、支援のための社会資源が地域社会に不足している場合もリスクを高める。

④ その他虐待のリスクが高いと想定される場合

その他、妊娠届が遅いことや母子健康手帳の交付を受けていない、妊娠中に妊婦健康診査を受診しない等の胎児及び自分自身の健康の保持・増進に努めないこと、飛び込み出産や医師や助産師の立ち会いがない自宅での分娩、出産後に定期的な乳幼児健康診査を受診させないことなどは虐待リスクがあると考えられる必要がある。また、きょうだいに虐待がある場合には他のきょうだいへの虐待リスクに注意して対応すべきである。さらに、関係機関の支援を拒否する場合も虐待のリスクが高いと考えられる。

虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点

<p>1. 保護者側のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠） ・若年の妊娠 ・子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。子どもの長期入院など。） ・マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害 ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・保護者の被虐待経験 ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・体罰容認などの暴力への親和性 ・特異な育児観、脅迫的な育児、子どもの発達を無視した過度な要求 	等
<p>2. 子ども側のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児期の子ども ・未熟児 ・障害児 ・多胎児 ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども 	等
<p>3. 養育環境のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に不安定な家庭 ・親族や地域社会から孤立した家庭 ・未婚を含むひとり親家庭 ・内縁者や同居人がいる家庭 ・子連れのリ婚家庭 ・転居を繰り返す家庭 ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 	等
<p>4. その他虐待のリスクが高いと想定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩 ・きょうだいへの虐待歴 ・関係機関からの支援の拒否 	等